

News Release

平成29年3月21日

J A 共済連(全国共済農業協同組合連合会)
共栄火災海上保険株式会社

平成29年4月より農業者向けの新たな保障を展開

J A 共済連(全国共済農業協同組合連合会・代表理事理事長：勝瑞 保)と共栄火災海上保険株式会社(社長：杉中 洋文)は、農業経営の大規模化・多角化や農業技術の進展等、農業を取り巻く環境変化に伴い、組合員・農業者の皆さまを取り巻くリスクが増大・多様化している状況に鑑み、平成29年4月より保障を強化いたします。

1. 独立行政法人 日本貿易保険との業務委託契約の締結

(1) 趣旨

J A 共済連は、農産物輸出を行う農家組合員やJ Aへの保障を強化する観点から、独立行政法人日本貿易保険と業務委託契約を締結しました。このことにより、J A 共済連は、日本貿易保険の提携金融機関として、農家組合員やJ Aに対して、日本貿易保険の保険商品を10%割り引いた保険料で提供することが可能となります。

(2) 貿易保険(中小企業・農林水産業輸出代金保険)の保障概要

- ① 農家組合員やJ Aが輸出を行った農産物・加工品等について、海外の取引先の財務状況悪化等により代金が回収できなかった場合に、農家組合員やJ Aが被る損害を保障します。
- ② 輸出先国における政情不安や輸入制限によって、輸出を行った農家組合員やJ Aが代金を回収することができずに被った損害を保障します。

(3) 引受保険会社

独立行政法人 日本貿易保険

<参考>独立行政法人 日本貿易保険

貿易保険法に基づき、政府が100%出資および再保険を行っている独立行政法人。

※ 平成29年4月1日に株式会社化し、「株式会社 日本貿易保険」となります。

2. 農薬散布用ドローン総合保険の開発

(1) 趣旨

農業技術の進展に伴い、農薬の散布等において、ドローンを活用する農業者が増加傾向にあります。ドローンの操作誤りによって、ドローン本体の損害だけでなく、農薬飛散や他人にケガを負わせる等の損害賠償義務を負うケースも懸念されます。

このようなケースに備え、農薬散布用ドローンにかかるリスクを包括的に保障する仕組みを開発しました。

(2) 保障概要

- ① 農薬散布用ドローンの墜落・接触・盗難等によって、ドローン機体自体に生じた損害を保障します。
- ② 農薬散布用ドローンによる農薬飛散や接触事故等によって生じた他人への身体・財物への賠償損害を保障します。

(3) 特長

- ① 農薬散布用ドローンの使用に伴い生じるリスクを、包括的に保障することが可能となります。
- ② 契約加入後の事故の有無によって、契約期間ごとにドローン機体自体の保障に関する保険料の割引・割増を行うため、事故の少ない契約者に対しては、低廉な保険料負担での保障が可能となります。

(4) 引受保険会社

共栄火災海上保険株式会社

以 上